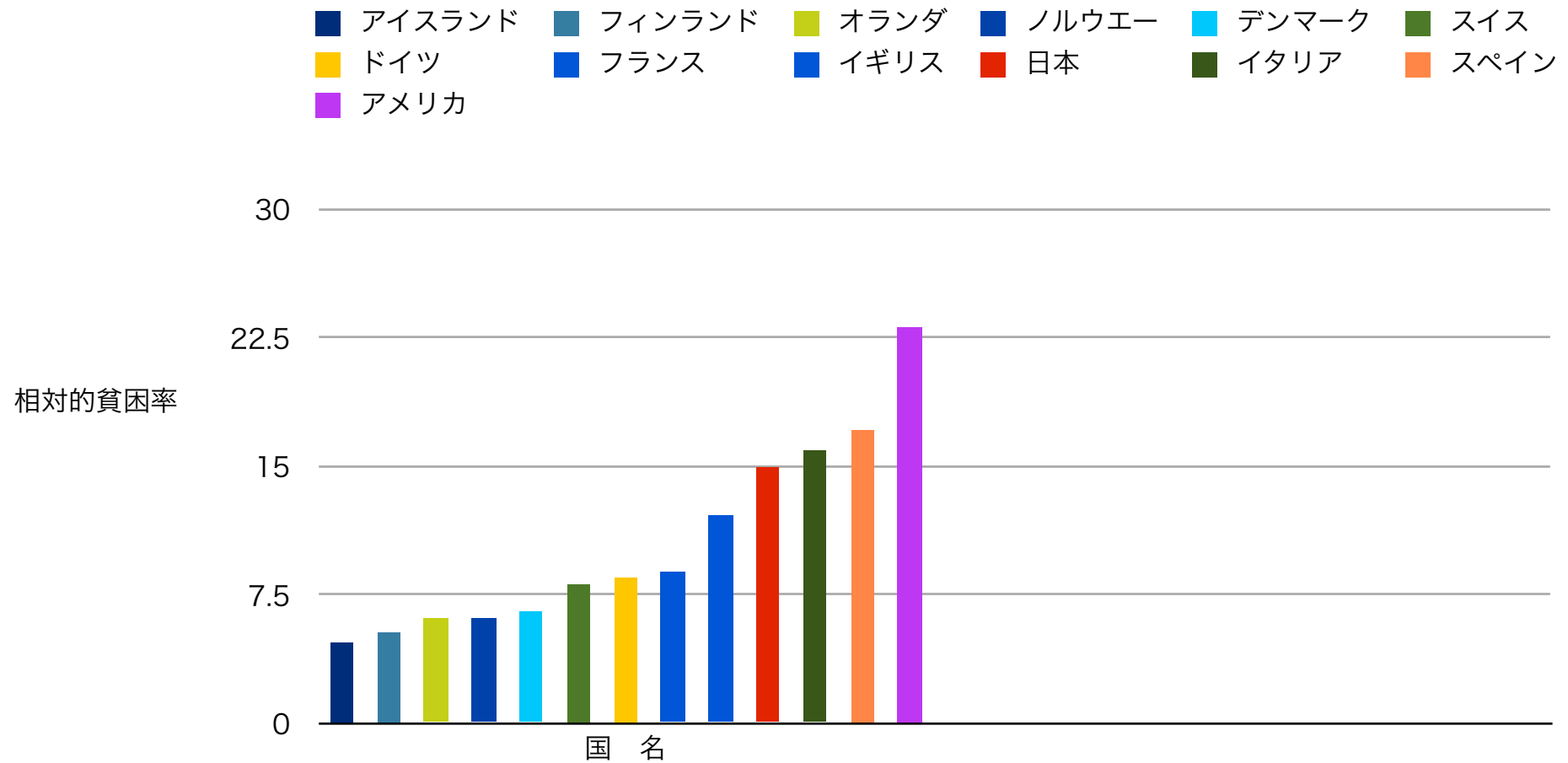


# データ 1. 先進35カ国子どもの相対的貧困率



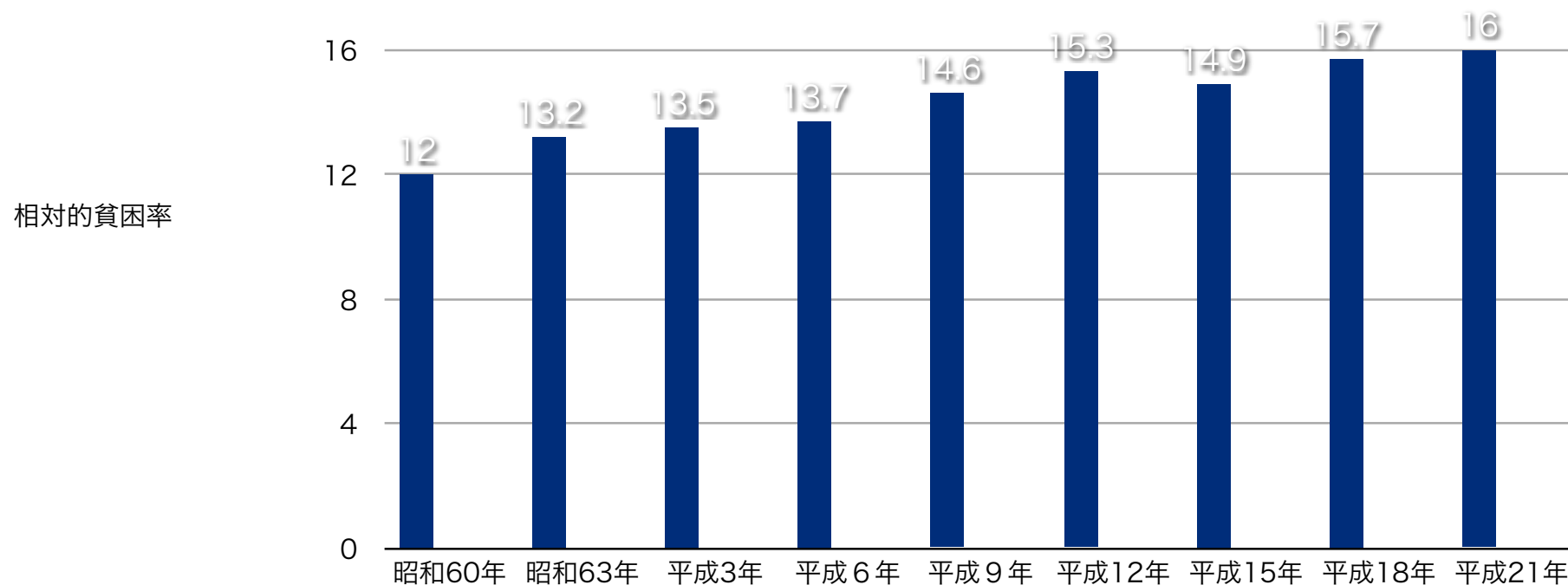
データは0歳から17歳までの子どもを対象

## データ 2. 日本における子どもの相対的貧困率の推移

### 貧困率の状況

平成21年の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は112万円(実質値)となっており、「相対的貧困率」(貧困線に満たない世帯員の割合)は16.0%となっている。また、「子どもの貧困率」(17歳以下)は15.7%となっている。

「子どもがいる現役世帯」(世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯)の世帯員についてみると、14.6%となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では50.8%、「大人が二人以上」の世帯員では12.7%となっている。



データは0歳から17歳までの子どもを対象

厚生労働省 平成22年国民生活基礎調査の概況  
7.貧困率の状況 より一部抜粋

# 母子家庭と父子家庭の現状

○ 母子のみにより構成される『母子世帯』数は約76万世帯、父子のみにより構成される『父子世帯』数は約9万世帯

(平成22年国勢調査)

○ 母子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯数は約124万世帯、父子世帯数は約22万世帯

(平成23年度全国母子世帯等調査による推計)

○ 児童扶養手当受給者数は約108.6万人 (平成25年3月末現在、福祉行政報告例(概数値))

(東日本大震災の影響により、郡山市及びいわき市以外の福島県を除いて集計)

○ 母子世帯になった理由は、離婚が約8割、死別は約1割、父子世帯になった理由は、離婚が7割 死別が約2割

※昭和58年では母子世帯で離婚約5割、死別約4割、父子世帯で離婚約5割、死別約4割

○離婚件数は約23万5千件(平成24年(概数))

従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向。

○離婚率(人口1,000人あたり)は\*1.87。

他の国と比較するとアメリカ(3.6)、イギリス(2.05)、韓国(2.3) フランス(2.04)、ドイツ(2.48)より低く、

イタリア(0.90)よりは高い水準。\*は暫定値。

## ひとり親家庭の主要統計データ (平成23年全国母子世帯等調査の概要)

		母子世帯	父子世帯
世帯数 (推計)		123.8 万世帯	123.8 万世帯
ひとり親世帯になった理由		離婚80.8 % 死別 7.5%	離婚74.3% 死別16.8%
就業状況		80.6%	91.3%
	うち 正規の職員・従業員	39.4%	67.2%
	うち 自営業	2.6%	15.6%
	うち パート・アルバイト等	47.4%	8.0%
平均年間収入(母又は父自身の収入)		223万円	380万円
平均年間就労収入(母又は父自身の就労収入)		181万円	360万円
平均年間収入(同居親族を含む世帯全員の収入)		291万円	455万円

## 母子家庭と父子家庭の現状 2. 平成23年度全国母子世帯等調査

★ 就労の状況... ○ 母子家庭の約81%、父子家庭の約91%が就労

(海外のひとり親家庭の就業率)

アメリカ(73.8%)、イギリス(56.2%)、フランス(70.1%)、イタリア(78.0%)、オランダ(56.9%)、ドイツ(62.0%)

OECD平均(70.6%) ※OECD「Babie and Bosses」より(2005年)

- 就労母子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は39%、「パート・アルバイト等」は47%  
就労父子家庭のうち、「正規の職員・従業員」は67%、「パート・アルバイト等」は8%

★ 収入の状況

- 母子家庭の母自身の平均年収は223万円(うち就労収入は181万円)、  
父子家庭の父自身の平均年収は380万円(うち就労収入は360万円)
- 生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約1割

★ 養育費と面会交流の状況

	離婚母子家庭	離婚父子家庭
・養育費の取り決めをしている	約38%	約18%
・養育費を現在も受給している：	約20%	約4%
・面会交流の取り決めをしている	約23%	約16%
・面会交流を現在も行っている	約28%	約37%